

令和5年度 空き家等を活用した 活動・交流拠点認定制度

～地域住民の活動・交流の場づくりを支援します！～

近年、人口減少や高齢化の進展に伴い、空き家の増加や地域コミュニティの希薄化などが地域において問題となっています。

空き家を活用した地域住民の活動・交流拠点づくりは、空き家の有効活用及び地域コミュニティの再生・活性化の双方の観点から、有効な取組であると考えられます。

このため、空き家や空き店舗を地域住民のために活用している場合に、継続した取組になるよう「活動・交流拠点」として認定し、支援します。

【認定申請受付期間】

令和5年11月1日（水）～11月30日（木）



広島市

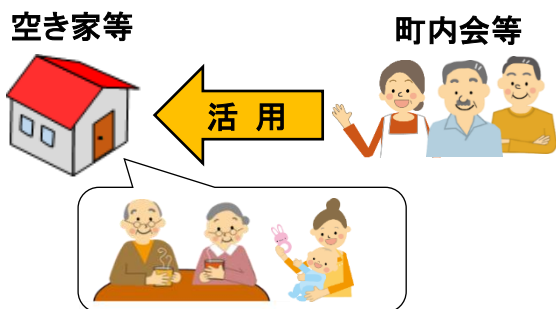
制度の概要

地域コミュニティの再生・活性化のために、空き家や空き店舗（以下「空き家等」という。）を地域住民の活動・交流の場として活用している場合に、継続した取組になるよう「活動・交流拠点」として認定し、支援します。

町内会・自治会、地区社会福祉協議会又は広島型地域運営組織「ひろしまLMO」が、空き家等を活動・交流の場として活用している場合に、「活動・交流拠点」として認定します。

認定を受けた空き家等については、活動・交流拠点の運営等に関する情報の提供や助言を行うとともに、令和6年度分の固定資産税及び都市計画税を減免します。

空き家等を地域住民が 活動・交流拠点として活用



町内会等から申請を受けて、広島市が「活動・交流拠点」として認定した場合、運営等に関して情報提供・助言、家屋・土地の固定資産税及び都市計画税を減免



広島市

申請することができる団体

町内会・自治会（連合組織を含む。）、地区社会福祉協議会又は広島型地域運営組織「ひろしまLMO」（以下「町内会等」という。）

ただし、町内会・自治会については次の全てに該当すること。

- ① 町内会・自治会として区役所地域起こし推進課に届け出ていること。
- ② 概ね30以上の世帯により構成された町内会・自治会である、又は自然条件等により他の地区との交流が図りにくく、世帯の増加が見込めないため、特に認定の対象とする必要があると認められる30未満の世帯で構成された町内会・自治会であること。
- ③ 町内会・自治会としての活動を行っていること。

支援内容

- (1) 活動・交流拠点の運営等に関する情報の提供や助言（他の地域の先進的な事例の紹介など）
- (2) 本制度による認定を受けた空き家等の家屋・土地の固定資産税及び都市計画税を減免

認定要件

1 活用する空き家等

活動・交流拠点として活用する空き家等は、次の全てに該当するものであること。

- (1) 家屋及びその敷地全部について、居住その他の使用がなされていないこと。
- (2) 町内会等が所有者から無償で借り受け、契約期間が1年以上の使用貸借契約を締結していること。又は町内会等が所有していること。
※家屋・敷地の一部のみ借りる場合などは本制度の対象になりません。
- (3) 床面積が概ね30平方メートル以上であること。
- (4) 町内会等の活動範囲内に所在すること。

2 活動内容

活動・交流拠点での活動内容は、1月1日から申請日までの間（新規の申請については申請日の前1か月以上の間）、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 地域住民（町内会等の活動範囲内の住民）の誰もが利用可能なこと。
- (2) 月4回以上使用されていること。
- (3) 1月当たり延べ50人以上の利用があること。

※営利を目的とする活動、特定の個人や団体、政党、宗教等を利する活動、その他市長が適当でないと認める活動については認定されません。

3 町内会総会等での合意

空き家等を活動・交流拠点として活用することについて、町内会等の総会や役員会で決定すること。

申請方法等

活動・交流拠点が所在する区の区役所地域起こし推進課に認定申請書、空き家等及びその敷地の全部事項証明書等の必要書類を提出してください。

申請を受けて、市において実態調査を行い、認定した場合には申請団体に「活動・交流拠点認定通知書」を交付します。この認定書を添付して、空き家等の所有者が、市税事務所に減免申請を行うことにより固定資産税等が減免されます。

※活動・交流拠点として認定されるには、申請前に活動を開始していることが必要です。本認定制度は、その活動状況を認定するものです。

※ 本制度の詳細(申請時の必要書類等)については、「令和5年度空き家等を活用した活動・交流拠点認定制度 申請の手引」を御覧ください。申請の手引及び申請書類等の様式は、各区役所の地域起こし推進課で配布しています。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。

広島市HP

活動交流拠点認定制度

検索

申請受付、問合せ先

各区役所地域起こし推進課

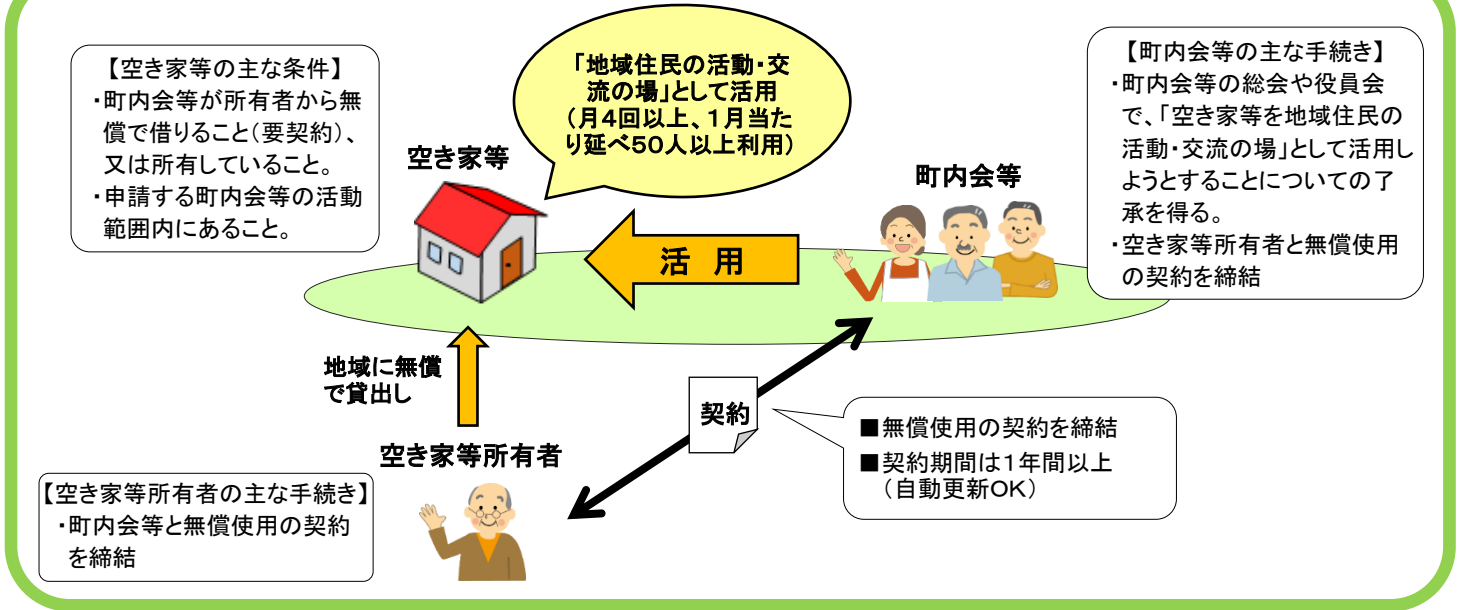
(活動・交流拠点が所在する区の地域起こし推進課に申請してください。)

区役所	電話番号	e-mail アドレス
中区地域起こし推進課	082-504-2546	na-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
東区地域起こし推進課	082-568-7704	hi-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
南区地域起こし推進課	082-250-8935	mi-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
西区地域起こし推進課	082-532-0927	ni-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
安佐南区地域起こし推進課	082-831-4926	am-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
安佐北区地域起こし推進課	082-819-3904	as-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
安芸区地域起こし推進課	082-821-4904	ak-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
佐伯区地域起こし推進課	082-943-9705	sa-chiiki@city.hiroshima.lg.jp

< 活動・交流拠点としての活用から、認定、固定資産税等減免までの流れ >

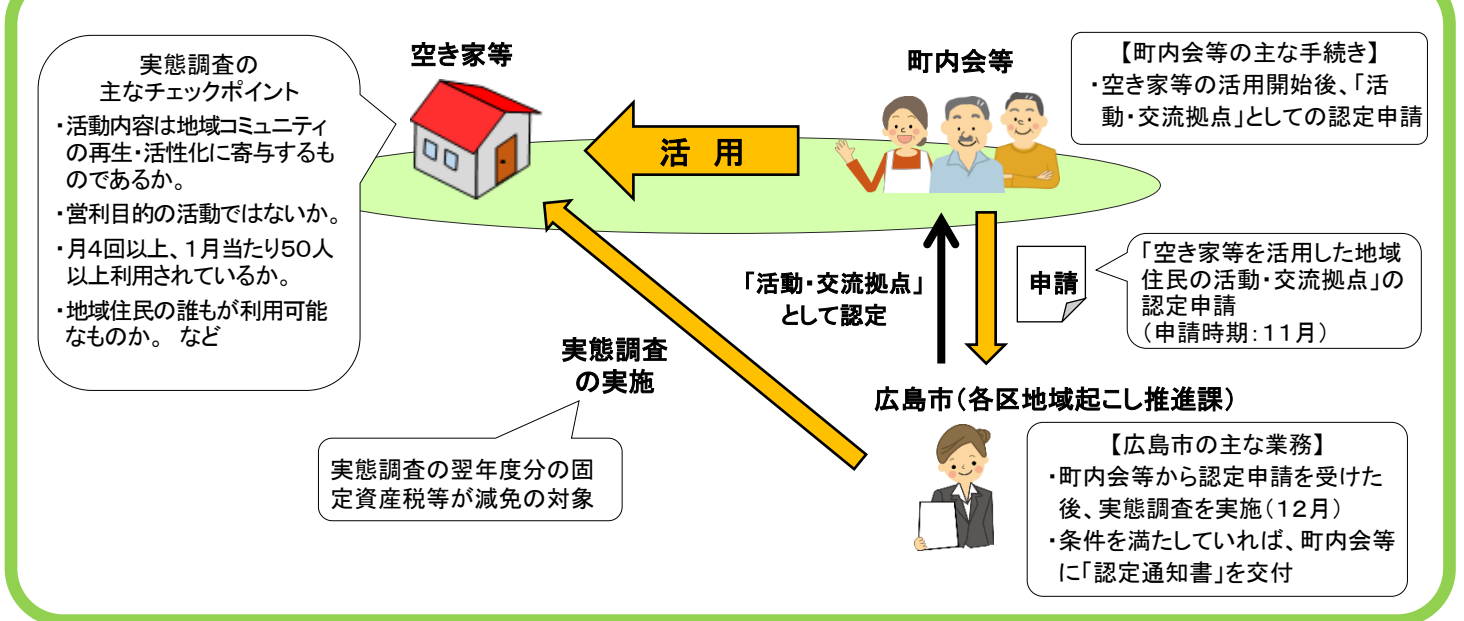
STEP1

空き家等を町内会等が活動・交流拠点として活用



STEP2

町内会等が認定申請、広島市が実態調査・認定



STEP3

空き家等所有者が減免申請、広島市が減免

